

平成 24 年 12 月 19 日

浪江町 産業・賠償対策課 御中

東京電力株式会社
福島補償相談センター



浪江町住民説明会 (H24. 11. 15 さいたま市文化センター) における
質問事項に対するご回答について

このたびの福島第一原子力発電所および福島第二原子力発電所における事故により、被害をうけられた浪江町の皆さまはもとより、広く社会の皆さまにご迷惑とご心配をおかけしておりますことを、心より深くお詫び申し上げます。

過日開催されました浪江町住民説明会でのご質問につきまして、以下のとおりご回答させていただきます。何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

【ご質問事項】

親族の家に避難しているが、いままでは世話になっている分、月 5 万円を実費として支払っていた。11 月までは賠償されたが、12 月以降については、契約書や領収書が必要と言われ、賠償されない結果が出た。家族間とはいえ、契約書を作るわけにもいかず納得できない。障害者であり、人の手を借りないと生活ができないことから支払いを継続して欲しい。埼玉あたりで普通のアパートを借りれば、安くとも 7 ~ 8 万円はかかり、5 万円の謝礼のほうが安いはず。なぜ支払いができないのか。

【ご回答】

知人・親戚宅への実費分支払いにつきましては、仮設・借り上げ住宅等の整備が整ったことから、平成 23 年 11 月までを一区切りとしてお支払いをさせていただいております。

なお、ご質問者さまには、親戚宅でご親族による介護がなければ生活が困難である等のご事情や事故前の生活状況等をお伺いしたうえで対応させていただいております。

以上